

安全管理制度の概要

各省各庁の長は、職員の安全保持のため、安全管理体制、危険を防止するための措置、危害のおそれの多い業務への就業制限、設備等の設置・使用基準の制限、検査の実施等を行わなければなりません。人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の具体的な内容については、以下のとおりです。

1 安全管理体制

(1)安全管理者、安全管理担当者

人事院の定める組織区分ごとに職員の危険を防止するための措置に関する事等職員の安全管理に関する事務を行わせるため、文書により指名。(運用別表第1)

(2)危害防止主任者

ボイラーの取扱いの業務等危険を伴う業務については、業務にかかる作業場ごとに、危害防止に関する事務を行わせるために、知識、経験又は技能を有する職員のうちから危害防止主任者を指名。(規則別表第1)

(3)その他

ほかに火元責任者の指名、安全管理規程の作成・周知、職員への安全教育の実施、職員の意見聴取、有害性又は危険性の調査(リスクアセスメントの実施)。

2 危険を防止するための措置

機械、器具その他の設備等による危険や作業行動による職員の災害を防止するために必要な措置。

必要な措置は、労働安全衛生規則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則等の規定を準用。

規則別表とは、「人事院規則10-4」の別表です。

運用別表とは、「人事院規則10-4の運用について(通知)」の別表です。

3 緊急事態に対する措置

職員に災害発生危険が急迫したときは、業務の中断、職員の退避等の適切な措置を講じる。

4 危害のおそれの多い業務の従事者

ボイラーの取扱いやクレーンの運転など特に危険な業務には、特定の免許、資格等を有する職員が従事。(規則別表第5、運用別表第6)

例：ボイラーの取扱いの業務 2級ボイラー技士免許等

免許、資格等が必要な業務以外であっても、危害のおそれの多い業務については特別の教育を実施後に職員は従事。(運用別表第7)

例：つり上げ荷重1トン未満の移動式クレーン運転業務等

5 設備等の使用等の制限

危険又は有害な作業等を必要とする設備等については、設置検査等に合格したものなど一定の条件を満たすものでなければ職員に使用させてはならない。(規則別表第6)

例：ボイラー、エレベーター等 設置検査

特に危険な設備については構造検査等一定の条件を満たすものでなければ設置してはならない。

(規則別表7)

例：クレーン、エレベーター等 製造の許可
ボイラー、第一種圧力容器等 使用検査

6 設備等の検査

ボイラー・クレーン等特に危険な作業を必要とする設備等については、設置後、設置検査、変更検査、性能検査及び定期検査を実施。(規則別表第7、運用別表第8)

上記以外の危害のおそれのある第二種圧力容器、フォークリフト等の設備等については、定期検査を実施。

(規則別表第8、運用別表第9)

検査を行ったときは、その結果について、記録を作成する。設置検査、変更検査及び性能検査は、当該設備の廃止後1年保存。定期検査は検査後3年保存。

7 設備等の届出

ボイラー等規則別表第7に定められている設備等を設置・変更・廃止したときは、関係書類を添えて、人事院に届出。

【関係書類】

設置時：構造図、配置図、検査結果記録書の写し

変更時：検査結果記録書の写し

規則別表第8第1号、第2号及び第4号から第9号までに掲げる設備等を設置・廃止したときは、人事院に配置図を添付して届出。 運用別紙第7

印刷して使える様式集

このほかに放射線業務に従事する職員には規則10-5が、除染等業務等に従事する職員には規則10-13が、船員には規則10-8が定められています。